平成 29 年 11 月 14 日

構成員提出資料②

(一時保護ガイドライン(素案)の作成に当たっての意見)

〇奥山構成員提出資料…	
〇影山構成員提出資料…	39
〇坂入構成員提出資料…	43
〇笹川構成員提出資料…	47
〇鈴木構成員提出資料…	49
〇山田構成員提出資料…	51

奥山構成員提出資料

一時保護ガイドライン(案)

I. 本ガイドラインの目的

平成28年児童福祉法改正において始めて、一時保護は「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」(第33条①②)児童を一時保護することができると明文化された。それまでは、法律上は単に「一時保護を加えることができる」であって、その目的が定まっていなかったのである。従って、これまでは一時保護は幅広く児童相談所長もしくは知事の采配で行うことができたが、今後は、安全確保とアセスメントの目的のために一時保護を行うことができるとはっきりと定義されたことになる。

児童福祉法が制定されたころは戦災孤児や浮浪児に衣食住を与えるための保護が目的であったが、現在の一時保護の多くは家庭を持っている子どもが虐待や行動の問題で保護される、つまり家庭から切り離されて保護されることになる。児童福祉法の理念とされた子どもの権利条約においても子どもを父母の意思に反して家庭から切り離すことは権利侵害につながるため、虐待などの限られた場合で丁寧な手続きが必要であることが定められている(第9条の1)。父母の同意があったとしても、子どもの最善の利益の為でなければならないことは言うまでもない。つまり、戦後の児童福祉法制定以来、法律上は何の変更もされてこなかった一時保護に関して、法的な定義がなされ、更に、29年改正においては父母の同意なく2か月を超えた一時保護に対してのみではあるが、司法関与も制定された。今後は、一時保護が子どもの権利擁護として適切に行われるために、その目的が明確にされ、法律に沿った対応がなされることが求められている。

戦後70年の間、一時保護の目的に関して、法律上も何の定義もなされていなかったことと併行し、一時保護改革は後回しにされて来たと言ってもよい。今回、国会で全会一致、つまり国民の総意として行われた平成28年児童福祉法抜本改正に基づき、その実装に関して議論がなされ、平成29年8月に「新たな社会養育ビジョン」(以下、ビジョン)が出された。その中で、一時保護所改革の必要性が提示された。ビジョンでは一時保護に関する記載の冒頭で、「一時保護は、子どもを一時的にその養育環境から切り離す行為であり、子どもにとっては養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状況をもたらす可能性が高いものである。また、一時保護の場を提供する一時保護所等は、子どもによっては福祉的支援と初めて出会う場になることも少なくない。したがって、一時保護や一時保護所等においては、子どもにとっての一時保護の意味を十分に考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となる」と記載している。また、「迅速な安全確保」のためにどうしても必要な範囲の権利制限を行う閉鎖空間での緊急一時保護とアセスメントのための一時保護に分けて考え、前者は最低限の期間(数日以内)とすることを求めている。

本ガイドラインはそのビジョンに基づいて一時保護所が改革されて到達するべき姿を示している。つまり、平成28年改正児童福祉法の理念である子どもの権利を守るために、一

時保護の大改革を行うための、あるべき姿を示したものである。

Ⅱ. 一時保護の目的と性格

1. 一時保護の目的

- 一時保護は、児童相談所長、都道府県知事において必要があると認めるときに行うことができるが、児童福祉法上規定された目的があることが前提となる。そして、一時保護を規定した児童福祉法が子どもの権利条約の精神にのったった子どもの権利保障を基本理念としている以上、一時保護の判断を行う場合も子どもの権利が最優先に考慮されなければならない。
- ・ 児童福祉法上、一時保護の目的は、①児童の安全の迅速な確保又は②児童の心身の状況、 その置かれている環境その他の状況を把握するためと規定されており、各目的に応じて なされた一時保護をそれぞれ①緊急保護と②アセスメント保護と呼ぶ。なお、児童の安 全確保を目的とする緊急保護と、アセスメント保護は、あくまで目的が違うというだけ であって両者が時期的に並行することもある。
- ・ 短期間の心理療法やカウンセリング、生活指導等を目的とする従来から行われてきた短期入所指導は、法律上の目的に含まれておらず、本来的には治療目的の施設で行われるべきものである。
- ・ ただし、緊急保護・アセスメント保護のいずれであっても、子どもの行動上の問題や精神的問題のため、子どものニーズに応じて、こうした問題を軽減・改善するための治療的なケアは積極的に提供する。
- ・ 保護者の一時的な休息や里親のレスパイトケアとして一時保護を行うことについては、 他に適当な手段がない場合には、安全の確保という観点から行われるものの、本来的に は、実施施設等を整備すべきである。
- ・ 代替養育下の子どもの再判定にあたっては、懲罰的な理由や他の児童の安全確保の理由 で一時保護は行うことはあってはならず、あくまで、アセスメントが目的であり、所期 の目的が達成された後は、速やかに元の環境に戻すべきである。

2. 一時保護の在り方

1) 緊急保護

(1) 緊急保護の在り方

・ 棄児や迷子、家出などにより、適当な保護者がない場合、また、虐待等の場合に児童の

安全を迅速に確保する必要がある。

- ・ ぐ犯少年や触法少年等については、当該子どもの安全の確保を目的とする一時保護は通 常考えにくく、安易に安全確保という形式的名目のもとに不当な行動自由の制限になり かねないため、一時保護を行うことが真に子どもの安全の確保につながるかどうかで判 断する必要がある。
- ・ さらに、懲罰目的や、他者の安全の確保を理由として一時保護を行うことは許されない。 このことは、一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25 条に基づき通告された子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致された子ども についても同様である。
- ・ 緊急保護においては、子どもの安全の確保という目的達成のために、子ども自身の同意 や保護者の同意を得られない場合でも行わなければならない。この場合、子どもが無断 で外出したり、保護者が無断で子どもを連れ戻すなどしたりして子どもの安全が確保で きない状況になるおそれがある。そのため、一定の建物内において、子どもの単独での 外出や、外部との自由な出入りを制限する閉鎖的な一時保護環境(以下、「閉鎖的環境」 という。)で保護することが考えられる。ただし、この場合でも、子どもが居室から自 由に出入りできない環境に子どもを置くことはできない。
- ・ 子どもの同意が得られず閉鎖的環境に保護する場合であっても、子どもの身体を直接拘束するなど子どもに対して有形力を行使して保護することは許されない。
- ・ 緊急保護の事案の中には、保護直後に保護者の同意が得られる事案で、子どもが保護されることに同意している事案や単独での外出が困難な乳幼児の事案なども含まれている。これらの事案のように、子どもの安全確保の観点から問題がないときは保護した初期の段階から開放的環境において保護すべきである。なお、夜間休日等のため、開放的環境において一時保護を行うことができない場合は、一時的に閉鎖的環境において一時保護を行うこともできる。この場合、24時間を超えることがないよう配慮し、開放的環境が確保でき次第、速やかに開放的環境に子どもを移すべきである。
- ・ 保護後に、保護者や子どもが保護に同意し、連れ去りや無断外出することがないなど、 子どもの安全が確保されていると判断された場合は、速やかに閉鎖的環境以外の環境 (以下「開放的環境」という。) に移すべきである。また、その後も子どものアセスメ ントをしなければならないとしてもアセスメントのために一時保護を継続して行う必 要性を欠く場合は、速やかに保護者や元の代替養育に戻すことが必要である。

(2) 緊急保護の継続

- ・ 保護後、保護者の同意が得られない等、子どもの安全が確保できない状況が継続している時は、子どもの保護に対する理解や同意の程度に応じて、下記の緊急保護の形態を継続する。
- ・ 子どもが保護の必要性について理解できており、保護者との面会交流制限についても同意できている場合は、保護者に場所を知らせない開放的環境において引き続き一時保護を継続する。
- ・ 子どもが保護の必要性や保護者等との面会交流制限について理解が困難な時は、閉鎖的 環境における緊急保護の必要性を児童相談所の判定会議等において慎重に検討した上 で、児童相談所長が閉鎖的環境における緊急保護を継続する旨を決定する。その際、児 童相談所長が決定した内容を記録に留めておく。

この決定をなしたときは、子どもに対して、この決定に対する不服申立て方法として 後述する権利擁護の仕組みがあることを情報提供する。

2) アセスメント保護の在り方

- ・ アセスメント保護では、子どもの援助方針を決定するためのアセスメントを行う。これ には、代替養育下の子どもの再判定依頼に基づくものを含む。
- ・ アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は緊急 保護と並行して行われるものと、家庭環境や代替養育環境から離れた一時保護環境下で、 子どもの同意の下行われるものとに分けられる。
- ・ アセスメント保護は、心理学的評価、医学診断、行動観察まで含めると長期間に及ぶことから、原則として、行動自由の制限がない開放的環境で行われるべきであり、安全が確保される範囲での外出や通学が保障されるべきである。ただし、このことは、アセスメント保護が漫然と長期化することを容認するものではない。
- ・ 例外的にアセスメント保護を閉鎖的環境において行うことができるのは、これが緊急保護と並行して行われている場合である。この場合、前述の緊急保護の継続の場合と同様の取扱いをする。
- ・ なお、保護者からの連れ去りや接触については、平成29年改正児童福祉法によって、 一時保護中にも接近禁止命令をできるようになったため、活用されたい。

3) 一時保護に共通する考え方

- ・ 一時保護は、児童相談所長又は都道府県知事がその必要があると認めて行うことができるものであり、保護者の同意があることを要件としていない。そのため、子どもを一時保護しなければその利益が害される場合、特に、虐待等の事案で子どもの安全を迅速に確保するために行う緊急保護の場合は、子どもの利益を最優先に考慮すべきであって、保護者の同意がないことを理由に一時保護をためらうことがあってはならない。しかし、そのような場合でないときは、できる限り保護者の同意を得て一時保護を行うことが望ましい。
- ・ 閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どもの権利制限のために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。
- ・ 閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、他の代替養育環境と同様に、 家庭におけるのと同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるものであることが望ましい。そのためには、児童相談所附設の一時保護所において 閉鎖的環境と開放的環境の2種類を準備する、あるいは、児童相談所には閉鎖的環境の 一時保護所のみを附設し、開放的環境の一時保護は、施設や里親等への一時保護委託を 積極的に活用するなど、人口規模や地域の特性に合わせた適切な配置が求められる。

Ⅲ一時保護の運営

1. 子どもの権利保障と権利擁護

1)権利保障

- 開放的環境で行われる一時保護においては、一般の代替養育と同様に、通学、外出、面会、通信、持ち物の所有等については、これらが保障されることを原則とし、子どもの権利制限に至らざるを得ない場合であってもこれは必要最小限にとどめる。閉鎖的環境における一時保護においても必要以上に子どもの権利を制限することがあってはならない。
- ・ 中でも義務教育学校への通学は従来保障されていなかったことであり、できる限り一時 保護環境から原籍校への通学が可能になるよう、送迎などの支援をすべきである。通学 や生活圏の変更を最小限に少なくするためにも、一時保護が可能な里親や一時保護専用 施設をできるだけ地域に分散して配置することが望ましい。遠方で日々の送迎が困難な 場合は、できるだけ一時保護委託先の里親や施設が存在する地域の学校に通学できるよ

うにすべきであり、それも困難な場合にのみ、学校以外の場での学習支援を保障する。

(1) 権利制限

- 一時保護、特に、緊急保護においては子どもの安全を確保するという目的達成のために子どもの権利を制限せざるを得ない場合が少なくないが一時保護があくまで子どもの利益擁護のために行われるものである以上、子どもの権利制限は可能な限り最小限となるように努めるべきである。
- ・ 従来の一時保護では、集団生活を基本として集団の規律を乱すという理由で、子どもの 服装、髪型、所持品に差があることを許容せずに、一律に規制されてきた。しかし、一 時保護においても、すべての子どもがその権利を保障されなければならないのであって、 閉鎖的環境・開放的環境のいずれにかかわらず、個々の子どもの個性に応じた個別的対 応が必要である。
- ・ 外出、通学、通信、面会は、子どもが希望した場合において、子どもの安全の確保が図られる状況であれば制限されるべきではない。
- ・ 子どもが、携帯電話やスマートフォンなどの通信機器を持ち込み、外部との通信を希望 する場合は、その通信機器の使用により、子どもの安全が脅かされる可能性がない限り において認められるべきである。
- ・ 持ち物の所有については、使用の仕方によっては児童本人及び他者の身体等を傷つける 可能性のある物を職員が預かることは想定されるが、そうでない物は、児童本人が所持 できることを原則とする。

(2) 権利擁護

- ・ 権利制限を行う場合には、その理由を子どもや保護者に説明すると共に、記録に留める。 子どもが権利制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ権利制限が必要なのかを時間をか けて納得が得られる努力が求められる
- ・ なお、権利制限の中でも、行動自由の制限と父母との面会交流制限については、判定会 議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。
- ・ 権利制限の必要性を子どもに説明してもなお、子どもが決定に不服がある場合には、権 利擁護の仕組みを子どもに情報提供する。
- 一時保護中の子どもの権利擁護を十全化するため、子どもの権利擁護に関わる弁護士、 医師、学者等有識者からなる第三者機関を創設し、1年に1回以上、一時保護所その他

- の一時保護を行う場所の視察,子どもの意見聴取等を行わせる。第三者機関については, 地域の実情に応じて,児童福祉審議会の委員を活用することが考えられる。視察等の結 果は、子どもの利益を害することがない限り、公表する。
- ・ 子どもは前記第三者機関に対して直接連絡ができることとし、当該第三者機関において 子どもの権利擁護に必要な措置を採ることができる。この他、一時保護の決定や解除に ついて、子どもに不服があるときは行政不服審査法に基づく審査請求ができる。また、 被措置児童等虐待の通告・届出は児童相談所、児童福祉審議会等に対してなすことがで き、当該通告・届出に関して当該都道府県知事が措置を講じたときは、児童福祉審議会 に対して報告し、これに対して同審議会が意見を述べることができる。また、第三者機 関以外にも、直接弁護士と相談できる体制が必要である。これらの子どもの権利擁護の 仕組みを子どもに対してあらかじめ情報提供を行う。
- ・ 弁護士との相談ができる体制を地域の弁護士会と連携して構築する。

IV 委託一時保護

1. 委託一時保護の活用

(1) 委託一時保護の意味

- 一時保護が長期にわたるアセスメント保護においては、安全が確保できるのであれば、 学習権の保障及び学校生活の連続性を保障するため、学籍のある校区内の施設や里親を 選択できるのが望ましいが、ない場合には、校区外の里親家庭や一時保護委託施設から 原籍校への通学をできるよう、年齢に応じて送迎を行うなど配慮する
- ・ 保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の 連続性を保障する観点で、可能な範囲で同一施設における通所を保障する。
- ・ 子どもの通学等の社会への参加を可能な限り保障するという観点から、里親家庭や一時 保護専用施設など、一時保護の場の地域社会への分散化を進めるべきである

(2) 委託先の選択

- ・ 乳幼児の一時保護は原則里親への委託を検討し、児童相談所職員等が家庭訪問を行うなどによってアセスメントを行うものとする。ただし、緊急保護で里親委託先が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への一時保護委託が選択される。
- ・ 学齢以上の子どもの場合においては、子どもの行動上の問題や精神的問題の程度に応じて、里親・ファミリーホームか施設かを選択することが必要である。

・ 施設への一時保護委託においては、長期の措置入所児童と一時保護児童が混在する環境 は双方への影響が大きいため、一時保護専用の施設あるいは居室とすべきである。

(3) 保護者等との面会交流

- ・ 委託一時保護においても、子どもの安全が確保されているのであれば、保護者や親族等 との面会交流は子どもの権利の観点からも保障されるべきである。
- ・ 里親委託保護における面会場所や面会手段については、里親の意向を踏まえ、面会場所 や面会手段については配慮が必要であり、里親支援事業の面会交流支援等を活用された い。
- ・ なお、頻繁な面会や家族関係再構築支援が必要な場合は、それが可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がいない場合は、施設への一時保護委託を選択する。

2. 施設への委託一時保護の運営

- ・ 施設への委託一時保護は、年度当初に、委託一時保護定員枠を自治体との間で協定を結び定員を決めておくこと。また、一時保護定員枠は、入所定員枠とは別に確保されるべきであること。
- ・ 委託一時保護定員枠内であれば、施設においては、原則として、児童相談所より一時保 護の要請があった際には応じなければならない。
- ・ 保護中の子どもの心理アセスメントや医師による診察については、施設職員が児童相談 所等に送迎を行うなどによって実施すること。また、施設職員は、保護中の子どもの生 活の様子を行動観察し、児童福祉司に適宜報告を行うものであること。

V一時保護時の生活における子どものケア

A. 一時保護時の生活における子どもの権利擁護

1. 子どもの自由権の尊重

一時保護はあくまでも子どもの最善の利益のための保護(安全確保)とその下での子どもの養育のためのアセスメントである。現在、一時保護される子どもの多くは養育上の問題を抱えており、虐待を受けた子どもが少なくない。本来は加害者が家から追放され、被害者である子どもが家に残って生活ができるように配慮されるのが筋であるが、制度がそこまで追い付いていないため、加害者やそれを黙認した家族が本来の家で暮らし、子どもが生活環境を変えなければいけないという矛盾が生じているのである。そのような子どもが家庭にいたら与えられるべき自由権を保護の名のもとに侵害されることは本来許されないことである。

一般の家庭でも許さないと考えられる殺傷力のあるナイフの常時所持を規制することは許されても、一般に子どもが使うおもちゃやゲーム、スマートフォンなどを一律に規制することは許されないことである。スマートフォンに関して考えれば、一般の家庭で行われている有害サイトへのアクセス規制や依存している子どもへの就寝時の使用禁止は子どもを守るために行われることであっても、それ以外のルールとしての規制は権利侵害に当たると考えられる。外部との接触が危険と考えられる時には、スタッフが子どもと信頼関係を結んで、一時的に外部との接触を避ける方が子どもにとってよいことを十分に説明して納得してもらう必要がある。

2. 子どもの守られる権利の尊重

虐待を受けた子どもに対しては予防できなかった社会の大人の一員として、非行の子どもに関して、そこに至るまでに介入できなかった社会の大人の一員として、子どもたちに対しての責任を負っていることを意識し、「今度こそあなたを守る」ために子どもと向き合う必要がある。

一時保護の場でこそ、子どもが安全に守られているという感覚を持つ必要がある。スタッフが常に見える場所にいて、いつでも子どもが話しかけられる状態でなければならない。 子どもから子どもへの暴力を防ぐためにも、スタッフの目配りが大切である。

3. 子どもの意見表明権の尊重

一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。もちろん、 スタッフとの適切な関わりの中で意見が表明されなければならない。しかし、子どもにと っては言いにくいこともある。誰にも見られずに、自分の意見を入れることのできる箱を 用意するなど、子どもの意見をくみ上げる方法をとる必要がある。また、退所していく子 ども達に満足度調査を繰り返すなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う 施設の向上を図ることも必要である。

4. 子どもの育つ権利・学習の権利の尊重

子どもの年齢に応じて発達する権利が保障されなければならない。そのためには、子どもの原籍校への通学を基本とする必要がある。前述のごとく、本来は家にいることが保障されるべき子ども達である。子どもが否定する場合を除いて、原籍校への通学ができる保証を行わなければならない。

加えて、生活の中でも、年齢に応じたリクリエーションや遊びができる環境が整えられている必要がある。

5. 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。そのような子どもが家庭や地域で子どもが虐待されているとしたら、当然、家庭と同様もしくはできる限り家庭的環境に一時保護されなければならないのである。それゆえに保護が躊躇されることはあってはならない。以下はその一例である。そのような子どもに対する権利が守られた一時保護の在り方を予め検討しておく必要がある。

1) 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども

在宅でのケアが進んだ現在、そのような子どものケアができる場を用意しておくことが必要である。加えて、一時保護される子どもの中には食事制限があったり、服薬をしている子どもも少なくない。一時保護された子どもに関して十分な医学的アドバイスを受けられる状況を確保しておく必要がある。

2) 文化・習慣等が異なる子ども

文化によっては食べられないものが存在することもある。そのような習慣は当然尊重されなければならない。また、人種の違いから髪の毛の質などで通常のシャンプーでは合わない子どももいる。そのような文化・習慣に関して対応できるような後方支援を構築しておく必要がある。

3) LGBT 等、性的なアイデンティティーの問題を持った子ども

このような子どもに対する拒否感が強い大人も少なくない。そのような子どもの権利擁護は十分に考えておく必要がある。中には一時保護されてから気づく場合もある。十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護所や専用施設では予めどのように対応するかを検討しておく必要がある。

B. 一時保護生活における子どもへのケア

1. 一時保護時のケアの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。そのような子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

安心感を与えるために手を握って話すなどが必要になる時もある。ただし、虐待を受けてきた子どもの中には身体的に接触することを侵入的にとらえる場合もあるし、身体接触で関係性を構築する傾向に陥る危険もあることを意識し、子どもにとって安心できる距離で関わる必要がある。

特に、一時保護は子どもにとって、環境の急激な変化による危機的な状態であり、そのような状態に対する子どもの反応は、子どもがそれまで受けてきた養育による問題の表出であることが多いことを意識すべきである。子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、それの背景を一緒に考えることで、その子の受けてきた心理的問題が明らかになり、それがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。 一時保護所ではアセスメントは法律にも定められた重要な目的であり、子どもの行動はそれが問題のあるものであっても単に抑え込むのではなく、子どもの理解を深めるきっかけにする必要がある。

このような一時保護時のケアは専門性を必要とするものである。何故なら、短期間で上記のような対応を中心としてケアすること自体も子どもの権利を理解し、分離・喪失反応の理解、トラウマ反応の理解、アタッチメント問題の理解などを必要とすることが多いが、それに加えて、その子どもの心身の状態のアセスメントを行っていく能力が求められるからである。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくない。一時保護を行う者が子どもの行動を理解するだけではなく、それに対応する大人の心理や反応を意識しておかないと、容易に子どもの権利を侵害する危険に陥ることを意識しなければならない。

一方で、それだけのエネルギーを使って子どもをケアしても短期で子どもと別れることになる。それだけに、その間を問題なく過ごす方法として管理的方法や抑える方法に頼りがちになる危険性がある。意識して子どもへの共感的理解と安心感を与える個別的ケアを行い、家庭に復帰して家庭や地域で何らかの権利侵害が起きたら、一時保護所を求めて児童相談所に自ら相談に来れるようなケアを行うことが求められているのである。

2. 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

1) 背景情報の収集

子どもの背景情報の収集は子どもの生活支援では欠かせない。同意一時保護では親から、家庭の状況、子どもの心身の状況、子どもの性格、それまでの成長・発達の状況を十分把握する必要がある。特に、一時保護所や専用施設では集団養育となるため、予防接種情報や感染者との接触に関する情報は欠かせない。母子手帳の預かりや複写は必須であるが、母子手帳がない場合で予防接種情報がない場合は、予防接種がなされていないものとして考える必要がある。また、家庭・保育園・学校での感染症者との接触に関しての情報もできるだけ収集する必要がある。

担当福祉司の情報収集だけで不十分であれば、生活を担当するスタッフからも情報収集 を促す必要がある。同意のない一時保護であっても、子どもの為であることを説明して、 親から情報を聞き出さなければならない。生活の場を担当するスタッフは子どもの年齢に 応じて必要な情報のリストを作成して、担当福祉司に依頼する必要がある。

しかし、同意であっても同意でなくても、中には十分な情報が得られないこともある。 子どもからも聞けることがあれば聞いて情報を収集する。

2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等のもとで生活していた子どもが家庭や地域社会から離れ、一時保護される場合、児童相談所は、一時保護所などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した子どもにとって負担のないやさしい移行支援を行うことが求められている。

保護者の疾病・死亡・行方不明、保護者による虐待、子どもによる非行など一時保護に 至る背景にはさまざまな理由があるが、子どもにとっては家庭や学校など慣れ親しんだ環 境の急激な変化であり、子どもに及ぼす影響は多大であり、多くの場合ショックを受けて いる状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされた子どもの心理としては、次のような不安などが あると考えられる。

- ・保護者や友人などと共に生活できなくなる不安(分離不安)
- ・これから先、誰も世話をしてくれないのではないかという不安(見捨てられ不安)
- ・自分はこの先どうなるのだろうという不安(見通しがもてない不安)
- ・新しい場所で新しく関係をもつ人に受け入れられるのかという不安(新たな関係性に対する不安)
- ・自分が変わること・変われないのではないのかという不安(抵抗)(自己変 容への不安)
- ・誰からも認めてもらえない価値のない人間ではないのか(否定的な自己の 感覚・認識)

そのため、一時保護をする上で、子どもに対するかかわりとして大切なことは、『子どもの不安を軽減することや解消すること(守られること)』ができるように子どもの気持ちに寄り添い、支援することである。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒りや悲しみについて、共感的に受け止め、子どもが不安・怒り・悲しみを受けてもらえたという感じを抱けるように傾聴することが大切なのである。

3) 一時保護に関しての理解を促す

一時保護の理由や目的などを説明する際に、不適切な養育を受けた場合でも加害者ではなく子どもを家庭から切り離すシステムであること、一時保護に至る状況を防げなかった社会の大人として、まず関係者は、子どもへの「謝罪」の気持ちを持つべきである。

その上で、一時保護はあなた(子ども)が安全で安心できる場所を提供すること、そして、ずっと安全で安心して暮らせる場所を一緒に考えることが目的であることをわかりやすく説明する。

虐待を受けて来た子どもには、家族があなた(子ども)の安全を守り安心して暮らせるようになる方法を児童相談所と家族が考えていること、それができるまでの間、あなた(子ども)の安全を守るための方法を一緒に考えることが一時保護の目的であることを告げる。家族の下であなたが安全と確信できないので、この場所であなた(子ども)の安全を守ることも伝える。

その子どもの発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であり、人形や絵を使っての説明が必要になることもある。子どもによっては落ち着いて話を聞けない子どももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動の問題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、あなた(子ども)が行動の問題を起こしてしまう背景とそれをしなくて済むような方法を一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

更に、子どもから聞いた話は、原則としてスタッフや児童相談所福祉司が共有すること、 家族に伝えるかどうかは本人と相談すること、などを説明する。

以上のことは、本来、入所時に理解してほしいことではあるが、突然家族から切り離されたり、警察からの身柄付き通告によって一時保護になった子どもは混乱していることが多く、他者の言葉を受け入れられないことも少なくない。解離を伴うこともある。子どもと向き合いながら、子どもの状態を観察し、子どもが混乱していたり、疲れているときなどには、まず小さな空間で安心させることを優先する。一時保護所や専用施設、里親などの一時保護を受ける側の生活運営より、その子どもの心の癒しを優先させることが原則である。

4) 先の見通しを持たせる

いつまで、どのような生活になるのかは子どもにとって不安になる要素として大きな問

題である。一時保護の目的を理解してもらうと同時に、所内や家庭内(里親への一時保護の場合)を案内しながら、そこでの生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活が概ねどの程度の期間となるかも時間感覚の発達状況を考えながら、伝えることが望ましい。例えば、閉鎖空間の一時保護に関してはその理由と目的を十分に理解してもらい、数日の間であることを告げ、皆で考えて安全のための保護の継続が必要な場合のみ延長されること、その場合は子どもにも説明することを伝える。

時間感覚が育っていない幼児には、毎日、今日と明日のことを説明する必要がある。

5) 子どもへの心理教育

あなた(子ども)のように大変な人生を送って来た子ども達が一時保護された時に起きがちな、以下のような反応や心理を説明して、それが良く起きることであり、あなたがおかしかったり悪いわけではないこと、そのようなことがあったらスタッフに教えてほしいこと、一緒に考えていきたいことを伝えることが重要である。できれば、発達年齢に応じて幾つかの心理教育用冊子を作っておき、それを見ながらスタッフが説明し、子どもがそれを持っていて必要な時に見返せるようにしておくことが望ましい。加えて、子どもがスタッフや里親に少し信頼を置けるようになったら、不安に対してはリラクセーションという方法があること、非現実的な感覚を持った時には現実のスタッフと手を握って、一緒に声を出すなどで解決する場合もあることを伝えるようにする。

- ・一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと。私たち (スタッフ) は そうは思っていないこと。
- ・非行などの行動の問題がある子どもに関しては、非行や暴力という行動に関しては許されないことである一方、それが起きてしまう心理的プロセスを理解したいことを十分に 伝える
- ・ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして 頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまう子どももいること
 - 自分を傷つけたくなってしまう子どももいること
 - ・怖い夢を見てしまう子どももいること
- ・聞こえるはずがない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じてしまうことがあること
 - ・自分がしたと指摘されても覚えていないことがあること
 - ・突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

6)子どもへの権利教育

子どもに本来ある権利を子どもにわかる形で説明し、理解を促し、自分の権利を守る方法を伝える。CAP プログラムのように、「安心、自信、自由」という3つの権利の説明も利用できる方法である。子どもの権利に関して、年齢に応じて理解できるような冊子を用意

しておくことも意味がある。子どもたちがその権利を自覚し、権利侵害が起きていたことを表現できるようになればアセスメントとしても重要であるし、子どものエンパワメントに繋がる。

特に、「安心」に関しては、性的安全が守られる権利があることに関しての権利教育も欠かせない。プライベートパーツに関する教育などが必要になる場合がある。一時保護ではそれまでの養育の問題の全てが明らかになっていないことも多く、ネグレクトとして保護しても性的虐待を受けている可能性もあるため、それらの権利教育は欠かせない。年齢に応じて、絵本などを用いて教育する必要がある。

その上で、権利が侵害されるようなときに No と言える、もしくはスタッフに相談する勇気を持ってもらうことが大切である。学校でも、一時保護所や専門施設でも委託先里親宅でも子ども同士や場合によってはスタッフや教員により何らかの権利侵害が起きる可能性もある。特に子ども同士で起きる可能性のあることは予め例示し、それを感じたときにはスタッフに相談できるようなエンパワメントが必要である。もちろん、一時保護所や専用施設や委託先里親はもちろんのこと、学校とも連携し、そのような権利侵害は起きないような配慮が必要であるが、同時に、権利教育も必要である。

2. 一時保護中のケア

1) 安全で安心が与えられるケア

一時保護はまず安全で安心できる場でなければならない。まず、ほのぼのとした安心できる感じを受ける環境が整っているかが重要である。殺伐とした環境では暴力が起きるのは当たり前であるし、温かみの少ない環境では子どもが安心できない。例えば、一時保護の混乱や疲れで朝起きられなかった子どもが遅くに起きてきた時、冷たい食事を一人で食べるのか、スタッフが食事を温めて見守って優しく話しかけてあげているのかでは子どもの安心感が大きく異なる。また、安心できる物理的環境も大切である。子どもが自然に集える場所があり、常に大人が見守ってくれていることを感じられる環境になることが必要である。一時保護所や専用施設では子ども同士の暴力が起きないように配慮する必要がある。心理教育、権利教育を十分に行うことに加えて、物理的な環境として、大人が見守れる環境であることが求められる。

子どもが安心するためには自分が受け入れられたと感じることが必要である。しかし、 大人に対しての不信や怒りを持っているため、それをケアするスタッフや里親に向けることは当然起きることである。ケアをする側は、困難な環境を生き抜いてきた子どもへの尊敬の念を持ち、それがその子が大人に対して持つ当然の感情であることを理解しながら、「あなたを守りたい」という気持ちで向き合い続けることが求められる。

稀ではあるが、中には自分が危険にさらされている感じを受ける場合もある。そのような場合には、その不安を抑え込むのではなく、一時保護所や専用施設であればスタッフのチームで、里親であればフォスタリング事業機関や児童相談所と相談して、早急に対応を

考える必要がある。

2) 個別ケア

一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアである。それぞれの背景が全く異なるところから保護された子どもたちに対して、集団を押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限するなどの自由の制限は必要最低限の場合に、子どもに十分説明をして納得を得て行うべきものであり、他の子どもの安全のためにその子どもの権利侵害を行ってよいわけでない。

一時保護所や専用施設でも委託先里親でも何らかの日課は存在する。しかし、まず日課を押し付けるのではなく、ともに安心させるような生活を行う中で、子どもの生活感覚がどうなっているのか、その背景に何があるのかを判断して、それに応じたケアをすることが一時保護として重要なアセスメントに繋がり、欠かせないものである。例えば、食事の時間なども家庭でのそれと全く違えば、最初は合わせることが困難であろうし、ネグレクト家庭で育っている子どもの中には3食を家族と食べる習慣はなく、個食を求める子どももいる。そのような場合、最初は個別の食事をさせつつ、徐々に一緒の食事の楽しさを伝えていくことが必要となる。

3) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

本来、一時保護をされたことで、不安で寝付かれないのが当たり前であろうし、朝起きてホームシックで行動がとれなくなるのも当たり前である。移行対象となるぬいぐるみや家から持ってきたタオルなどが必要な場合は非常に多い。古いから汚いと考えずに、子どもの必要性を考えて持たせることが安心感につながる。一方、アタッチメントに問題のある子どもはその場その場での刹那的適応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともある。本来あるべき感情が見られないことを把握することはアセスメントの重要な基本になる。

4) 親・家族への感情、家族の情報、家族との再接触、

子どもの親への感情は複雑である。直接加害をした親にも自分を救いきれなかった親にも複雑な感情を抱いている。親を大切にしている言葉の裏に怒りがあったり、親に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあったりする。しかし、そのほとんどが、親に受け入れてほしいという思いである。従って、子どもが親の悪口を言っていたとしても、ケアをする側がそれに乗って親の悪口を言うことは絶対に避けなければならない。一方で、親を悪く言う子どもの気持ちは受け入れる必要がある。「あなたはお母さん(お父さん)に対してそう思っているんだね。」と受け入れて、その気持ちを持つことがいけないことではないことを伝えることは必要である。

また、家族がバラバラになったのは自分のせいだと思っている子どもは少なくない。一

時保護は安全で安心できる良い家族になるためであることを伝え、時間がかかっても一緒 にそれを目指したいことを伝える。

子どもは常に家族や家庭のことを気にかけている。一時保護中も常に家族や家庭に関する情報は提供していく必要があるし、子どもの疑問に答えていく必要がある。児童相談所担当福祉司は家族に対する支援や対応に関して、年齢に応じた説明を子どもにしなければならない。その説明を一時保護所や専用施設のスタッフや委託先の里親も共有し、子どもと語り合えるようにしておかなければならない。

閉鎖空間で家族との接触を絶たなければならない間は、子どもに十分にその必要性を説明し、どのような状態になったら、家族と接することができるようになるのかに関しても十分な説明をして、納得してもらうことを欠かしてはならない。

解放空間でのアセスメントのための一時保護中でも家族との接触に関しては子どもと十分に話し合い、子どもに応じた家族との接触に関する取り決めをすることが必要になる場合がある。子どもと十分に話し合い、子どもの最善の利益である家族との再接触方法を一緒に見出していくことが求められている。

5) エンパワメントに繋がるケア

一時保護に繋がる子ども達の中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多い。その状態をアセスメントすることも必要であるが、同時に、一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でも生活全体としてもメッセージとして伝え、子どもの自己評価を上げることを試みる必要がある。加えて、表現が抑えられることなく、また表現の機会が多く、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要である。

6) 子どもが再被害と感じないためのケア

一時保護を受けている子どもは暴力や暴言を受けている子どもが少なくない。性的な被害を受けている子どももいる。また、発達障害の傾向があってコミュニケーションの問題を持つ子どもも少なからず存在する。しかし、一時保護ではそれが全て明らかになっていないこともある。全ての子どもが被害を受けている可能性があること、全ての子どもがスタッフの言葉をそのままに理解できない可能性があることを考えて、通常以上に配慮したケアを行わなければならない。そうでなければ、子どもが被害と感じる危険がある。以下のようなことを原則とすべきである。

- ①必要以上の大声を出さない。怒鳴らない。
- ②子どもを非難するような言葉や価値を下げる言葉は冗談としても出すことは避ける。
- ③子どもの呼び名は、一時保護時に呼ばれたい名前を子どもから聞き、それを徹底する。 新たな呼び名を使うことはしない。
 - ④家族の悪口は言わない。

⑤子どもと1対1の場面での身体接触は避ける。

例えば、個室内でふざけあって身体接触するなどのことは避ける。

子どもが混乱していて、抑える必要がある時など、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性のスタッフが対応する。同性の場合でも複数のスタッフで対応する ことが望ましい。それがかなわない時で、個室内での対応が必要な時には、ドアを開けて おくことを原則とする。

7) ケアをしながらのアセスメント

そのように、安心できる関係性を構築するなかで、上記のごとく、子どもの行動が観察されていかなければならない。子どもが自分とどのような関係を作れるのか、生活の一つ一つにどのように反応するのかなどを通して、子どもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

定型発達の子どもで安心した人間関係を構築してきた子どもの反応や行動を知り、その上で、一時保護に結びつくような環境で育った子どもに起きることの多い反応、特にアタッチメントの問題やトラウマ反応などを知り、子どもをケアしていく中でその子どもを共感的理解しようとすることでアセスメントに繋げていくことが必要であるが、一人だけではうまく把握できないことも少なくない。スタッフ間で、家族間で、なぜこのような行動をとるのだろうといった疑問を話し合うことも必要である。

4. 特別な配慮が必要な子どものケア

1) マイノリティーである子どものケア

障害のある子ども、医療的ケアの必要な子ども、文化・習慣の異なる子ども、LGBT など、特別の配慮が必要なマイノリティーの子どもに関しての権利擁護を考える必要は当然である。その子どもにとって適切なケアがなされ、差別されない状況を作り出さなければならない。特に、一時保護所や専用施設においては見た目や食べるものが異なる子どもを見ると不快になる子どもも少なくないはずである。子ども間で差別が起きないような配慮をする必要がある。

2) 性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは解離症状が多いし、他者からの侵入されることへの不安が高い、 という問題に加えて、他者との距離に関する感覚が歪んでしまうことが多く、他者に物理 的に近づきすぎるなどの問題を持ちやすい。その結果、他人の身体に接触してくるのに、 他者が接触すると強い不安に襲われるなどのこともある。解離の一部として、聞こえない はずの声が聞こえたり、加害者が近くにいるように感じたり、違うところに存在する自分 を感じたりしてしまうこともある。依存や自傷や性化行動に繋がることもある。他者から の侵入感覚から守るため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供 し、人間関係に不安を感じたときには自分の部屋に入ることができるようにするべきである。加えて、性被害を受けたことによる症状や性化行動への対応を行う必要がある。また、 性被害を受けた子どもへの心理教育や権利教育、性教育を含む安全教育は特別に重視しなければならない。

3) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には警察や検察にも子どもの感情を代弁して、心の傷を広げない対応を依頼する必要があることも多い。例えば、性虐待被害女児の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解しているスタッフが同席すること、などの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。現場検証では平気そうな顔をして対応していた子どもが一時保護の生活の場所に戻ってから著しいトラウマ反応を示したり、自傷に至ることも少なくない。心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、事情聴取や現場検証などこれから起きることに関して、十分に説明し、必要に応じて、予行演習をして、不安を軽減させることも意味がある。また、そのような体験で起きがちな心理反応に関しても、事前に心理教育を行うべきである。できるだけ、担当児童福祉司だけではなく、生活に係る人も同行し、警察や検察で起きていることを把握し、子どもの反応へのケアを行う必要がある。

4) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。 また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さからのトラウマ反応を示すことも少なくない。そのため事件直後はかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。一方でケアをする側にも不安が生じる。 事件の内容、子どもの状態などによってもそれぞれ異なることから、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

5. 特別な状況へのケア

1)他害

スタッフや他児への暴力や著しい暴言があった時の原則は行動に関しては制限を明確に し、行動に対しては責任があることを学習されることは大切である。一方でそこに至った 心理的状況を一緒に考え、受け入れ、どのようにしたら他害に繋がる行動を止めることが できるかを子どもと一緒に探ることも重要である。

例えば、他児から「おまえ」と言われて、親から「おまえ」と言われて暴力を受けていた状況を思い出し、頭が真っ白になって、それを言った子どもを殴ってしまうというようなことは一時保護される子どもでは少なからず起きることである。

しかし、多くの子ども達はその自分の心理的メカニズムを理解できていない。プロセスを考えながら、何が突発的行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化を考え、心理教育を重ねながら、考えていく必要がある。それが子どものアセスメントとして重要な部分となる。

2) 性的問題への対応

一時保護所における子どもの性的問題には、(1)一時保護所で性的問題行動・性加害が起きた時の対応、(2)在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、(3)性的虐待や性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応、IV. 在宅で援助交際などの性非行を起こして入所して来る子どもへの対応などがある。

さまざまな背景要因を抱える子どもたちと関わる大人が、子どもの性的問題を理解した 上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

- (1) 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応
- ①「性的問題行動・性加害」なのか「子どもの発達段階で見られる発達相応の健全な性的 行動」なのかを見分ける

子どもたちが性的行動をしていたら、それが性的問題行動なのか、発達段階で見られる 発達相応の健全な性的行動なのかを見分ける必要がある。性的問題行動とは「発達的に不 適切で、自分自身や他の人を傷つける可能性のある方法で、身体の性的な部分(すなわち、 性器、肛門や胸)に触れる行動」である。「性的行動のうち、通常の性教育や、注意喚起で は改善しない問題となる性的行動のこと」との表現もされている。

- 一方発達段階に見られる発達相応の健全な性的行動とは以下のような特徴がある
- ・子どもらしい探索の一環である:異性の体の違いへの興味など
- 年齢や体格、発達段階が同程度ある子ども同士である。
- ・参加する子どもたちすべてが自発的である
- お互いに合意してやっている
- たまに起こるもの(持続的でない)
- ・怒りや恐怖、強い不安などの感情を体験しない

性的行動は、ここからが性的問題行動という明確なラインがあるというより「連続体」である。年齢相応な性的行動から、明らかに攻撃的なまたは問題となる性的問題行動まであり、問題行動か迷うグレーゾーンもある。その子どもの年齢、どんな生活をしてきているか、どんな場所で起こっているのか等を考慮して、問題行動なのかを見極める。

②性的問題行動・性加害の背景要因:性的問題行動はなぜ起こるのか?

米国をはじめとする海外では、子どもが起こす性的問題行動の背景要因の研究がなされている。以前は、性的問題行動は性的虐待や性被害を受けた子どもが起こすことが多いと考えられていたが、その後の調査研究により、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトを受けた子どものほうが性的問題行動を起こしやすいことが確かめられた。

W. Friedrich は性的問題行動の起こる背景要因は、1)子どもの脆弱性(子どもの発達の問題や衝動性の問題など)2)家族の負因(親の指導や監督の欠如など)、3)強制のモデリング(身体虐待や暴力などに曝されていること)、4)セクシュアリティのモデリング(家庭での性虐待や大人の性やポルノに曝されること)の主に4つであることを大規模調査研究により見出した。

日本では虐待を受けた子どもの多くが児童福祉施設に入所しており、児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースが圧倒的に多い。虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起こりやすいことを大人が理解して関わる必要がある。

- ③性的問題行動・性加害を起こした子どもへの対応と支援
- ・予防:一時保護所では、まず一時保護所に子どもが入所した時には入所当初に小学生以上の子どもに一時保護所医療職が「プライベートパーツのルール」を教える。プライベートパーツのルールとは口と水着で隠れるとことをプライベートパーツと教え、1)他の人のプライベートパーツをきわらない2)他の人のプライベートパーツを見ようとしない
- 3) 自分のプライベートパーツを見せない4) 自分のプライベートパーツをさわらせない
- 5)一人でいる時は自分のプライベートパーツをさわってもよい(おふろ、トイレなど)
- 6) エッチな言葉を言ったり書いたりして他の人をいやな気持ちにさせないというルール である。もしそういうことがあったら、大人に話すことが大事との安全教育も行う。
- ・性的問題行動が起きた時の対応:もし保護所の子どもの中で性的行動が起きたら、それが性的問題行動なのか、その子どもの発達相応の健全な性的行動なのかを判断する。性的問題行動であれば、まず、子ども二人を分離し、二人きりにならないように工夫する。子どもが双方とも虐待を受けてきて、2人だけの時間が長かったりすると、愛着の問題として、性器の触りあいを繰り返すなどの問題行動を起こすことがある。子どもたちにやってはいけないこと(プライベートパーツのルール違反)であることをもう一度教える。他の子どもや大人と親しくするのは別の方法があることを伝える。人と人との境界線の大切さを教える。子どもが起こす性的問題行動は大人の性犯罪と違い、正しいことを教え、子どもの感情を育て、大人との信頼関係を育てることでよくなっていくことを、子どもに関わる大人が理解して、子どもに対応していく。
- (2) 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応

在宅で性的問題行動・性加害を起こした子どもは、その子どもの性的問題行動の内容、背景要因をアセスメントし、在宅にいながら通所で治療教育などできるものは行うが、親による監督が十分にできない、加害の内容が重篤、被害児の傷つきが大きいなどさまざまな理由で一時保護を要する場合がある。一時保護を行うときの対応について以下に記す。なお、治療教育とは、性的問題行動の背景要因を調査した上で、その子どもが性的問題行動を起こさないために必要な内容を医師、心理司、ケースワーカー、保健師等で分担を決めて行っていくものである。性行動のルール、感情理解、リラクゼーション、適応的な対

処スキル等を子どもの理解に合わせながら市販のテキストや、自前の資料などを用いて行 う。

- ① 一時保護前に、担当ケースワーカー、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時 保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景 要因を共有し、一時保護期間にだれがどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇 にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等を話しあう。
- ② 子どもに治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の 子どもとの関係性も評価する。
- ③ 子どもの性的問題行動は養育者と協働して支援することが最も効果的であることが 実証されているので、一時保護中に養育者にも来てもらい、子どもについての評価、 必要とされる支援内容を説明する
- ④ 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決めていく。
- (3) 性的虐待・性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応

子どもの性的虐待・性被害の内容の聞き取りは被害確認面接の担当者が行うので、一時 保護所職員が面接で聞くことは避ける。子どもが話を聞いてほしいといって話しだしたら、 ある程度は傾聴し、詳しいことは、面接をする職員に話すように伝える。

中には不眠、悪夢、フラッシュバックなどの PTSD 症状を持っている子どももいるので、 そのような訴えや症状が見られれば、担当職員や心理司、医師などに早めに報告する。

性被害を受けた子どもの中には警察による事情聴取、検察官との面接など司法との面接が入ってくることもあり、そのたびに不安定になることもある。担当福祉司や心理司などと協力して面接の後などはできるだけ、被害とは関係のない話をしたり、リラクセーションをした後に保護所の生活に戻るなどの工夫する。

- (4) 性非行の子どもへの対応。
- ① 性非行の子どもへの児童相談所の対応

売春や、援助交際をしている子どもも、家庭がネグレクト環境だったり、養育者との関係性が悪かったり、学校などでいじめの経験がある子どもなどが多い。児相保健師などの医療職が子どもへの適切な性教育を行うとともに、養育者との関係性の改善、生きていく環境の改善などの支援を行っていく。

② 性非行の子どもへの一時保護中の対応

一時保護所・専用施設等においても、一時保護所職員との信頼関係の構築は重要である。これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どもが多いので、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護所担当職員や一時保護所心理士、担当児童福祉司、担当心理司、医師などとの面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

4) 自傷

- 一時保護される子どもは虐待を受けていることが多く、虐待を受けた子どもは自己価値 観の低下があったり、生きている意味がわからず、自傷行為をする子どももまれではない。 また、自傷行為をすることで、自分の言いたいことをわかってほしい、自分が本気である とわかってほしいとの思いで行う子どももいる。まずはその子どもがなぜ今自傷行為をす るのかを理解する必要がある。
- ①一時保護所の生活を送りながらアセスメントできるのかを判断する:例えばリストカットなどで医療受診して縫わなければいけないほどのリストカットをする場合には、一時保護所での生活は難しく、いったん精神科入院を行うべきである。
- ②自分のこれまでの被害がフラッシュバックするなどの時にその辛さを逃れるために自傷 行為をする子どももいる。こういった子どもにはトラウマの評価を医師、心理司などとと もに行い、PTSDである場合はトラウマ焦点化認知行動療法(TF-CBT)などにつ なげる。
- ③自分をわかってほしいが思考や感情を伝える言葉を持たず、または自傷行為によって一番伝わると思っている子どもに対しては、一時保護所心理士や児相心理司、児相医師などによって感情を伝えるワークなどをするとともに、自傷行為をしたくなったら、すぐに一時保護所の職員を呼ぶ、そして今の気持ちを話すようにする、自傷行為をしなくても大人が自分をわかってくれることを生活の中で学ぶことを経験させることが大切である。
- ④上記②、③などを行っても、自傷行為が減らない、さらにエスカレートするなどの場合は、いったん、精神科治療の枠組みの中で治療を行ったほうがよい場合がある。生活の中の治療では刺激が多く難しい、入院という治療的な環境が必要であるとのサインと考える。

自傷行為への対応

性的虐待を受けた子どもには、自傷行為が見られることが多い。

<対応>

まず、自傷行為をせざるを得ない子どもの気持ちに寄り添う。自傷の意味を知りたい と思ってくれている人がいることが支えになるので、「あなたの気持ちは聴く価値があ る。」ということを伝える。だれが、いつどの場面で聴くかを検討する。

- ア 自傷する理由を「なぜ」と問い詰めない。
- イ リストカットをしたくなった、あるいは実際に切った日に、どのようなことをして 過ごし、どのような状況の中で、どのような「きっかけ」でそうなったのかを聴く。 どの身体部位をどんな方法で何回くらい切ったのか、切った後に、どのように手当て したのか等を聞き、傷口の性状を確認する。
- ウ 「どんなときに切りたくなる?」「切った後はどんな気分?」などと聴き、自傷行 為で得られる安心がどれくらい持続したか、他によいやり方はないかを考える。
- エ 一時的には、代替行動(好きな音楽を聴く、冷たい水で顔を洗う、輪ゴムを手首に

はめてはじく。)を使ってみることを提案する。

- オ 手当てをして(触覚による身体感覚の回復)、自傷によって感じる痛みを伝えたり しながら、自分の体を大事にする感覚を回復できるようにかかわる。
- カ 自己コントロール感を回復できるようにかかわる。「支配されている。」「コントロールされている。」感覚を引き起こさないように注意し、「やめなさい。」と上から言うのでなく、子ども本人に自分で気づかせるような声かけをする。
- キ 施設等の職員には、まず必要な処置や手当てを丁寧に行い「あなたのからだが大切」 「あなたが大事」というメッセージが伝わるような対応を依頼する。
- ク 家族には、子どもの自傷に気づいたら、勇気を持って責めずにきちんと事実を聴き 「私としては止めてほしい。」と伝えるが、子どもが自傷をしても自分自身を責めな い、子どもの自傷を「どうせ死ぬ気もないくせに。」と甘く見ない、こまごまとした 生活への干渉はしないような対応を依頼する。

3) 長時間無断外出

(1) 無断外出の発生予防

無断外出などの問題については、何よりも発生予防が重要であり、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの精神的に不安定な状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

(2) 無断外出発生時の対応

しかしながら、一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その 影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

無断外出については、個人の場合もあれば、集団の場合もある。年長の子どもが幼児を連れて無断外出をする場合もあるし、それが悪天候の状況の中で行われる場合、あるいは職員が十分とはいえない夜間や学校の登下校の際に発生する場合などもある。無断外出はいつどのような状況で発生するか予測できない面もあり、基本的には、いろいろな事態に対応するためのマニュアル等を作成し、発生時には組織的に迅速かつ適切に対応することが重要である。

無断外出が発覚した場合、速やかに上司などに報告するとともに入所している子どもの 状況の確認し、対応できる全関係者で、施設内や敷地内の確認、周辺地域の捜索をすると ともに、警察や学校などの関係機関にも連絡して、捜索に協力してもらうことが必要であ る。また、家族へ連絡して謝罪しできる限り安心感が得られるように状況を説明するとと もに、子どもの発見つながる情報があった場合などの協力依頼も必要である。

このような対応を行っても長時間発見に至らない場合には、地元に帰っている場合など

を想定し、家族や警察など関係者と相談して、保護するための対応について協議することが大切である。

また、無断外出により、影響を受けている周囲の子どもに対して、面接を行うなど配慮 ある支援を行うことが必要である。

(3) 長時間無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

養育者は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎えいれ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切である。けがをしているような場合にはその手当を優先する。

そして養育者は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明を、是非はさておき、じっくりと傾聴し、特に子どもの心の中でうごめいている様々な感情を受け止めていくが必要である。

そのような過程の中で、養育者は、子どもの発達や能力に応じて、例えば、「むかつく」「うざい」といった一言で自分の気持ちや考えを表現している言語化をていねいにフィードバックし、何に、どのくらいむかついたのかというように感情、行動の事実、その理由や結果などに対する言語化へのサポートをすることが大切である。

子どもには、なかなか思うように表現しづらい感情、行動の事実、その理由や結果などに対する言語化の積み重ねによって、これからは辛くても、行動化せずに、言葉で表現して解決を図ること、行動化ではなく言語化による解決方法の習得を目指すことが必要なのである。

こうした対応のとる際に大切なことは、子どもに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることである。無断外出などの行動化をしている子どもに、「私はあなたが自分でそれをコントロールできるのを助けたいのだ」ということを、繰り返し・繰り返しあきらめずに伝え続けることが大切なのである。

そして、このような無断外出などの行動上の問題への支援の過程を通して、子どもが失 敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につなげるような支援を展開することが 重要なのである。

無断外出など症状としての行動上の問題に対して、作業や運動など罰を科すといった対応をとるべきではない。

6. 一時保護解除時のケア

家庭に復帰する場合も、他の代替養育が必要になる場合も、一時保護で出会ったスタッフや家族とは別離になる。家族から見捨てられた体験のある子どもも少なくないため、良い別れをしなければならない。

一時保護の解除に関しても見通しがたっていなければならない。一時保護中、常に家族 状態やアセスメントの状況とそれに基づいた見通しが常に子どもに伝わっていなければな らないが、特に解除に関しては急に決めるのではなく、子どもにとって生活が変わる時期 が予測できるように、少なくとも数日前には告げられていなければならない。

それからの数日間は子どもの今後にとって非常に重要な数日間となる。何故なら、一時保護で新たに構築した人間関係を失うことは、最初に抱いた不安、怒りなどの再現にもなるからである。その子どもとの出会いが自分にとっても大切なものであったこと、子どもを大切に思っていることを告げて、一時保護での生活を振り返り、一時保護所や専用施設のスタッフや委託里親と子どもが互いにカードを交換するなど、一時保護で守られた体験を思い出させる品を持たせて別れることも意味がある。

1) 家庭復帰ケースの場合

一時保護中に、親の疾病などの回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、 他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることに なる。

一時保護中は児童相談所福祉司・心理司は一時保護所や専用施設のスタッフや一時保護 委託先里親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメント行う 一方で、市区町村とも連携して家族やその地域のアセスメントを行う。一時保護所や専用 施設スタッフや委託先里親も一時保護に関するチームの一員であることを自覚し、子ども のアセスメントはもちろん、家族や親のアセスメント状況を共有しておく必要がある。そ れが子どもに接するうえで重要だからである。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発生リスクの把握、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果、保護者への支援効果など多方面からの的確なアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の援助計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を連携して援助していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、子どもの家庭復帰への期待と復帰に対する不安とのアンビバレントな感情など子どもの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、子どもの安全の場であることを確認するための試験的帰宅を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、家庭復帰していくなど、子どもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると児相や施設などからの支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援していくことをわかりやすく伝えなければならない。また、復帰の際には、子どもが年齢に応じて SOS が出せるようにエンパワーすることが重要である。例えば、低年齢の子どもには保育園保育士への SOS の出し方や、小学生以降の子どもでは 189 の使い

方を練習させておくなどの対応もしておくとよい。

2) 里親や施設等の代替養育先に措置する場合

子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家族との再接触の見通 し、家庭復帰計画の状況、などを十分に伝え、時間をかけて疑問に答え、納得してもらう 必要がある。

その上で、重要なことは、子どもと里親や施設との交流を深めながら子どもの受け入れ態勢を整えることである。里親や施設に子どもを理解してもらうことであり、施設や里親家庭等で生活することへの安心感を子どもに与えることである。一時保護所や専用施設の職員や委託先里親は、新たな代替養育先についての情報をできるだけ早く入手し、子どもに対して説明したり、子どもの疑問に答えられるようにしておくべきである。

児童相談所は、施設職員や里親に、可能な限り、一時保護所など入所・委託予定の子どもが現在安心して生活している場所に来訪してもらい、子どもの生活の様子を観察してもらうことと共に、子どもと面談して、自己紹介や子どもの質問への適切な回答などを通して、生活する上での心配な点などを取り除くことや一緒に生活をすることを楽しみにしている思いを伝えるなど、交流を深めながら、子どもが少しでも新しい生活の場で関係づくりを望む気持ちになれるよう努めてもらうことが重要である。その際、一時保護所や専用施設のスタッフや委託先里親は子どもに寄り添い、子どもの代弁者として機能することが求められる。

また、百聞は一見にしかずと言われているように、施設職員が訪問して説明することと 共に、子どもや保護者に施設を来訪してもらい、実際の施設生活状況の説明や見学を通し て、施設生活についての理解を深め、安心感などを抱いて貰うことも大切である。その際 も、一時保護所や専用施設のスタッフや委託先里親が付き添えるとよいがそれができない 環境では、子どもの一時保護の生活の場に戻った子どもと感想などを話し合い、子どもの 疑問を表現するのを支援する必要がある。

訪問ができる場合もできない場合も、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもとともに見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えてほしいか、子どもと話すことも大切である。たとえば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案する。

そして、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしているよ。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしているよ。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

里親等への委託までには、面会によって子どもとの交流がスムーズにできるようになったら、次に外出・外泊などを行い、丁寧に子どもとの関係調整を進めていくことになる。 外出・外泊などにおいては、子どもの負担感や不安感など子どもの気持ちや状態に十分配 慮しつつ、交流を深めていくことが大切である。

なお、この時期から、里親なども、可能で必要があれば保護者と、子どもと養育についての情報を共有するなど、常に連携協働できる関係づくりを進めていくことが必要である。

3)情報などの引継ぎ

子どもが生活し生きていくために必要な大切な情報(歴史、強み・長所、継続的な取り組みなど)やものなどについては、丁寧にわかりやすく引き継ぐことは必要不可欠である。

守られている安心感の乏しい子どもは自分で処理できない別れがあれば混乱するのは当たり前であることを認識に、その混乱に寄り添いながら丁寧に対応することが大切である。 気持ちの整理などをするためにも、お別れ会の儀式など別れのセレモニーを丁寧に行う ことも大切であり、移行が自分にとってプラスになるのだと思うことができるような内容 にすることが望ましい。

7. 一時保護スタッフや委託里親として必要な知識・技能

(未完成)

- 1)知識
- (1) 子どもの権利に関する知識
- (2) 子ども家庭福祉・児童相談機能・一時保護の意味に関する知識
- (3) 一般的な成長と発達に関する知識

(工事中)

(4) 親子関係の発達と、その問題があるときの症状や偏り (工事中)

(5)(複雑性)トラウマを受けた子どもにおきがちな症状・感情・行動トラウマインフォームドケアについて

トラウマインフォームドケアとは、トラウマを念頭に置いたケアのこと。

支援者と子どもがトラウマやその影響についての知識や情報を共有し子どもが自己コントロール感を回復することを環境面から支援すること

この子に何が起こったか? 身体のケガと同様なアセスメントとケアが必要。あなたはケガをしてますよと伝えそしてケアをする。

安心と安全感の保証が重要。

安全な環境を保証する 身体面・心理面 心理教育 症状やトラウマ反応の理解 ノーマライゼーション アタッチメントの強化

自己コントロール感の回復

普段の生活リズムを取り戻す ストレスマネジメント/リラクゼーション 現実の問題解決を助ける

ペアレント・スキルトレーニング など

日々の診療や支援の中でできること

- ・心理教育を繰り返す(本人・保護者に) 症状や問題行動の訴えがあるたびに背景にトラウマ症 状があることを指摘し妥当性を与える
- ・症状への具体的な対処法を考える 問題行動に対してはペアレントスキルが有効
- 1 こども(自分)の気持ちや行動をモニターする 気分が不安定になりやすい状況、きっかけへの気付きを強化
- 2 不安な気分、衝動性がどのくらいの時間続き、どのように落ち着いたのかを モニターする
- 3 すでにできている自己コントロール法に気付き、肯定的な評価をする
- 4 その他の自己コントロール法を身つける
- トラウマインフォームドケアの考え方から TF-CBT へ
 - トラウマ体験とトラウマ関連症状を知る
 - トラウマ体験と症状のアセスメント
 - トラウマのアセスメントを治療、支援に活かす
 - トラウマの心理教育が行える
 - アセスメントし必要なケースに専門的治療の TF-CBT を実施

心理教育の要素と目標

何が起こったのかについて、本人と保護者に正しい知識を伝える "あなたはけがをしているということを伝える" 現在生じている反応は当たり前の反応だということを伝える 大変なできごとに対する当然の反応であることを伝える

心理教育に含むべき要素

- 心的外傷についての一般的な情報提供 どのようなタイプの心的外傷があるのか? どのくらいの子どもが心的外傷を体験するのか? 心的外傷による影響、トラウマ反応について
- 心的外傷のタイプに特化した情報 性的虐待とは? なぜ性的虐待は起こるのか? なぜ子どもはその体験を話そうとしないのか?
- トラウマ反応への対処法 リラクゼーションなど

• 治療についての情報提供

(4) 障害などに関する知識

知的障害

発達障害

精神障害

精神科を受けさせるべき症状

① 多動、衝動性、攻撃性

症状:すぐ喧嘩になる、とにかく動きが多い、不注意で学習の時間などすぐに注意が それる、他の子どもに攻撃的になる、衝動のコントロールができない

評価:まずその子どもの発達歴や生活歴を児童福祉司、児童心理司等に依頼して、養育者から聞き取る。不適切養育の子どもの場合母子手帳がなかったり、発達歴を養育者がほとんど覚えていないこともあるがそれもまた評価の一つになる。何歳ころから多動や衝動性が出ているのか、いつからどんな不適切養育を受けてきたのかも聞き取る。その結果、虐待を受けた影響から現在 ADHD の症状が認められると判断すべき子どもも多い。

対応:虐待の影響が大きいと見立てた場合は、まず職員との信頼関係を構築し、安心してもらうこと。あまりに攻撃的で、他の子どもに危害が及ぶ場合は、個室対応や個別処遇などの枠組みを設定することで安定することもある。暴力が激しい場合には児童精神科を受診させ、服薬治療や入院治療を考慮する。服薬治療は、注意欠如多動性障害の治療薬や、衝動性をおさえるための向精神薬が有効な場合がある。

② 頭痛、腹痛、身体の痛みなどの身体症状

激しい頭痛、腹痛、身体の痛みなどがあれば、内科的疾患を鑑別する必要がある。 まずは小児科等の受診をする。しかし何も器質的な異常がないのに身体症状が続く場合は、ストレス性や、過去の虐待の影響を考える必要がある。

③ 幻視、幻聴などの精神病症状

小学校高学年以上であれば、統合失調症の始まりの症状のこともあるが、激しい虐待を受けている場合、解離性の幻聴等である場合もある。子どもの虐待の影響についてもよく理解している児童精神科医師に受診する。統合失調症の場合には早期に薬物療法等が必要である。

④ 夜驚、悪夢など睡眠中の症状

虐待を受けた子どもは、PTSD 症状として、夜驚や、悪夢を見ることもある。保護所の環境の中で安心感や安全感を得られれば夜驚や悪夢を減じていく子どももいる。子どものトラウマの治療法である「トラウマ焦点化認知行動療法」は、不安を軽減させる効果がある。あまりに長く続くようであれば、精神科受診をして薬物療法を行う。

⑤ 不眠、寝つきの悪さ、中途覚醒、早朝覚醒

一時保護前に、昼夜逆転の生活を送っていた子どもは、一時保護所で規則正しい生活を送るだけで改善することもある。しかし、虐待を受けてきている子どもは、PTSD症状の一つである過覚醒症状として、不眠や、寝つきの悪さ、中途覚醒、早朝覚醒を示すことがある。この場合も、安心や安全の確保や「トラウマ焦点化認知行動療法」などが効果的である。

虐待の影響でさまざまな症状が出ている場合には、子どもに安心感・安全感を与え、職員との関係性を構築するなどの、生活の中での治療が第一選択である。児童相談所心理司、一時保護所心理士、児童相談所医師などとの、安心できる部屋での面接や、プレイセラピーも子どもの安心感を育てる。しかし、それだけではなかなか安定しない場合には児童精神科へ受診を要する場合がある。

児童精神科を受診する場合、子どもへの虐待の影響について詳しい児童精神科医師を 受診することが望ましい。子どもをほとんど診たことのない精神科医の場合、子ども たちの示す多彩な症状に虐待の影響があることへの配慮が不十分になる場合がある。

精神科または児童精神科受診をさせる際には、一時保護時の包括的な医療同意書以外に、精神科受診の同意を改めて養育者から得る方が良い。特に向精神薬を内服させたり、場合によっては入院治療を選択する場合は親権者の同意がないと入院できないことがほとんどである。虐待をした養育者であっても、丁寧に医療の受診や入院の必要性を説明する。入院や治療が必要と判断しても、どうしても同意が得られない場合は、親権の一時停止など司法に判断をゆだねる場合がある。

2) 技能

- (1) 安心できる生活環境を構成して、一緒に生活できる技能
- (2) 発達年齢に応じたコミュニケーションをとる技能
- (3) 関係性の問題やトラウマのある子どもと生活するための技能

VI. 一時保護におけるアセスメント

2016年の児童福祉法の改正によって、一時保護の目的が初めて法律上に位置付けられた。 その目的の一つが子どもおよび家族のアセスメントである。子どもや家族の的確なアセス メントは、その後の支援計画の策定や支援の実施にとって不可欠であることは言うまでも ない。

虐待事例を対象としたアセスメントは、虐待やネグレクトの重度性や子どもの安全性を評価する危険度のアセスメントと、子どもへの不適切な養育がどのような経緯で発生し悪化したかについて力動的説明を行うフォーミュレーティヴなアセスメントとに大別されるが、現在の児童相談所を中心とした福祉実践では、この両者が明確に区別されているとは言い難い。この両者の区別は重要であり、前者は子どもの分離保護の必要性の判断にとって、後者は、先述のように支援計画の策定・実行にとってきわめて重要な意味を持つ。

現在、虐待事例等のアセスメントは、医学的判定、心理学的判定、社会学的判定として、それぞれ児童相談所の常勤・嘱託医師、児童心理司、児童福祉司が中心となって行われている。自治体によるばらつきはあるが、一時保護所は、子どもの食事、排泄、衣類の着脱などの身辺自立の程度や対人関係の特徴などに関する行動観察を除き、アセスメントに関する役割はほとんど担っていないことが多いと思われる。しかし、一時保護期間中に子どもと日常的に関わる機会は、上記の児童相談所のスタッフに比べて、一時保護所のワーカーが格段に多いことは言うまでもない。そうした一時保護所のワーカーがアセスメントを意識することによって、子どもから貴重な情報が得られる可能性は高いと言える。ここでは、一時保護所のワーカーが担うべきアセスメントとして、子どもの行動観察および子どもからの成育歴の聞き取りを中心に述べる。なお、ここで言う行動観察とは、上記現行のものとは異なることを付記する。

1. 適切なアセスメントの前提条件

適切なアセスメントを実施するためには、一時保護における生活環境に対して、子どもが安全を感じられ、かつ安心感を持てていることが大前提となる。一時保護の対象となる子どもの大半は、虐待やネグレクトなど、さまざまな逆境的体験を重ねてきており、そうした体験がトラウマ性の体験となっていることも珍しくない。トラウマ体験に起因する精神症状としては PTSD(Posttraumatic Stress Disorder: 外傷後ストレス障害)があるが、PTSDの症状の多くは、外傷を引き起こすような体験が収束した後に顕著になるのであって、まさにその渦中にあるときには症状はむしろ抑制されると言われている(そのため、「外傷後」なのである)。つまり、戦慄すべき出来事が終結し、一定の安心感が回復されるようになって、症状を表出することができるようになると言えるかもしれない。こうした精神的症状は、ある種の自己表現であると考えれば、不適切な養育を受けてきた子どもが、その体験への認知や感情を表出できるようになるには、その体験が終わったのだと認識すること、

つまり、「今、私は一時保護の場という安全な空間にいて、ここでは安心できる」という認知が必要であることがわかるだろう。このように、アセスメントを適切に実施するには、子どもに安全を提供し、安心感を持ってもらえることが前提となる。

2. 行動観察

先述のように、全国の平均的な一時保護所で行われている行動観察は、子どもの自立性や行動パターンの客観的な観察が中心となっていると思われる。それに対して、ここで言う行動観察は、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することを意味するものであり、社会学や人類学の「参与型観察」に類似していると言える。

虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受けてきた子どもは、その体験がトラウマ性のものとなり、トラウマ関連障害(公式の診断分類では前述の PTSD が唯一の診断分類となるが、慢性的なトラウマ体験のある子どもに多く見られるのは、複雑性 PTSD や発達トラウマ障害であると言われている)が顕著となったり、ネグレクト環境にあったり養育者の喪失を経験した子どもには、アタッチメント(愛着)の未形成もしくは形成不全が認められることが少なくない。そして、こうしたトラウマ関連障害やアタッチメント関連障害は、子どもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターンなど、いわゆる「問題行動」として表出される。子どもが「問題行動」を表出した際には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味することで、子どものアセスメントは豊かなもとなると言える。そのため、一時保護所や専門施設のワーカーおよび委託先里親には、トラウマやアタッチメントに関する専門的な知識や、それらの知識に基づき「問題行動」を表出している子どもに適切にかかわる技術が求められることになる。なお、「自閉性障害」を見出した小児精神科医のカナーは、症状は子どもの心への「入場券」であると述べているが、問題行動も同様であろう。子どもの問題行動の「意味」や「原因」を理解しようと努力することによって、子どもの「心」の世界を見ることができるのだ。

一例として、子どもが日課にしたがった生活を行うことが困難である場合を考えよう。多くの一時保護所では集団生活という形態をとっており、集団生活を円滑に進めるために、日課にしたがった生活を子どもに求めている。日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールである。しかし、不意適切な養育体験のある子どもたちのなかには、日課とされる行為を適切に行うことが困難なものも少なくない。こうした子どもに、日課にしたがった行為をさせるよう指導することは不適切(場合によっては親の虐待行為の再現となる)である。一時保護所および専門施設のワーカーに必要なのは、「子どもが日課に乗れない」という事態に寄り添い、子どもと共にその「意味」を読み解くことである。ある子どもは、食事の時間が近づくと不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発した。ワーカーが個別にかかわり、ていねいに対応することによって、この子が家庭内で「食事作法のしつけ」と称す

る激しい暴力を父親から受けていたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題や精神病に類似した状態となる子どもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかとなった。なお、この事例では、子どもの一時保護の理由は父母間の DV の目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。

このように、一時保護所や専門施設もしくは委託先里親家庭では、子どもに対するていねいで温かい生活支援を提供しながら、子どもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めた子どもの理解を行うことになる。こうしたアセスメントは、児童相談所の「医学診断」「心理診断」「社会診断」に擬えて言うなら、「生活診断」と言えるかもしれない。

3. 子どもからの成育歴の聴取

先進的な取り組みを行なっている一部の自治体を除けば、子どもの家族歴や成育歴は、 親や関係機関からの聞き取りやその他の記録などの情報によって構成されており、子ども 自身から聴取した内容は部分的にしか含まれていないのが実態であろう。しかし、児童養 護施設に入所してくる子どもを対象とした臨床的調査では、子ども自身から成育歴や家族 歴を聴取することで、親や他機関からの情報とはまったく異なった情報が得られたり、親 からは報告されていなかった重要な出来事が把握できることが示されている。そのため、 子どもからの成育歴の聞き取りは、子どもや家族のアセスメントにとって、重要な意味を 持つと言える。

子どもからの聴取が適切に行われるためには、聴取を行おうとする大人に対して、子どもが「この人だったら、話しても大丈夫だろう」という信頼感を持っている必要がある。一時保護される子どもの多くは、それまでの体験から、大人一般に対して強い不信感を抱いているものである。そのため、子どもとの関わりが限定的である児童相談所の児童福祉司や児童心理司が適切な聞き取りを行うことは困難であると言える。一方で、一時保護所のワーカーは、一時保護所の日々の生活において、ワーカーが理解的で共感的な態度で子どもに関わることによって、子どもに「この人だったら大丈夫」と思ってもらえることが可能となる。

子どもからの聴取は、ワーカーの、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、子どもがワーカーに苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれているから話を聞いているんだ」と認識していることが重要である。ワーカーは、こうしたことを念頭に、日々に生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。

ワーカーが上記のような態度に徹したとしても、子どもは「どのような経過で一時保護 になったのか」や「家庭の中でどんな大変なことがあったのか」など、強い苦痛をもたら す出来事を自ら開示するには困難を伴うことが少なくない。その場合には、ワーカーのリードによってそうした話題を扱っていく必要がある。その際には、司法面接で採用されている技術が役立つ。司法面接は、性虐待を受けた子どもからその事実を非誘導的に聞き取るために米国および英国を中心に発展してきたものであるが、性虐待以外に虐待についても有効であると思われる。そのため、一時保護所のワーカーには、司法面接のトレーニングを受けたり、それに類した面接技法の研修を受けることが求められる。

影山構成員提出資料

<影山構成員>

(ガイドラインの目的)

- I 一時保護の概要
 - 1. 一時保護について

根拠法令(児童福祉法上の規定)
子どもの権利条約(第37条)、虐防法、その他

- 2. 一時保護の必要性
 - ①緊急保護
 - ア 棄児、迷子、保護者や宿舎がないため緊急に保護する必要がある場合
 - イ 虐待放任等で家庭から子どもを引き離す必要がある場合
 - ウ 子どもの行動から自傷、他害のおそれがある場合
 - エ 触法少年及びぐ犯少年で一時保護が必要な場合
 - ②アセスメント (行動観察)

援助方針策定のため、一定期間行動観察をはじめとしたアセスメントを行い、生活指導を要する場合

③短期入所指導

短期間の心理療法、カウセリング、生活指導が有効であるが、子どもの環境や性格等に照らして一時保護したうえでの指導が効果的である場合

- 3. 一時保護の目的
 - ①各目的毎の保護 (ケア) のあり方
 - ②一時保護の特徴・役割
 - ・ 強行性、 行動自由の制限
 - 緊急避難場所
 - ・安心・安全な生活の提供
 - 今後の生活に向けてのステップ

(閉鎖保護、解放保護課との議論は現場の実態になじまない。子どもを被害者や加害者にしないために、行動自由の制限を行うことを明記することが必要。子どもからの救済申し立=苦情処理システムの検討が必要)

- 4. 一時保護の手続き
 - ~保護の決定から入所、保護期間の延長まで~

※児童福祉法29改正も含めて記載

- (1) 一時保護所の場合(一時保護所、委託一時保護を別に記載する)
- (2) 委託一時保護の場合
 - ①一時保護の強行性

ア 子ども、保護者が不同意の場合

- イ 行動自由の制限
- ウ 親権代行及び監護権
- ②保護者、子供への説明と同意
- ③監護者、親権者への通知
- ④日常生活に必要な物品の貸与及び支給(自弁の物の使用許可)
- ⑤教育、学習の機会付与
- 5. 援助・ケアの在り方
 - 注)子どもの心理状況及ケアについて記載
- (1) 安全と健康の確保
- (2)情緒安定化
- (3) 基本的生活習慣の取得(生活リズムの回復)
- (4) 意欲の向上
- Ⅱ 一時保護所の設備及び職員配置基準
 - ⇒一時保護所の特徴に応じた基準 (あるべき姿) を示す (児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定を準用とはしない)
- Ⅲ 一時保護所の運営基準
 - (1) アセスメント
 - (2)入所時の告知
 - ①身体検査
 - ②保健衛生に関して
 - ③物品の貸与支給
 - ④金品の取扱い
 - ⑤書籍、新聞の閲覧
 - ⑥宗教上の行為
 - ⑦面会、信書について
 - ⑧苦情処理の仕組み
 - (3) 一時保護所での遵守事項
 - ①犯罪行為禁止
 - ②他人への粗暴な行為言動、迷惑行為の禁止
 - ③自身を傷つける行為をしてはならない
 - ④職員の職務の執行を妨げる行為の禁止
 - ⑤無断での外出禁止
 - ⑥衛生や風紀を乱す行為をしてはならない
 - ⑦金品についての不正な使用、所持、授受をしてはならない
 - (4) 起居動作(生活日課)についてあらかじめ定めて明示しておくものとする

- (5)教育学習の機会付与
- (6)集団生活と個別生活
- (7) 職員について

人権理解、福祉的援助、アセスメントを適切かつ効果的に行う必要な知識、技術習得研修を行う

教育学、社会学その他の専門的な知識及び技術に基づき子どもの健全な 発達を支援する環境上、資質上の問題を明確にし、適切な援助を行う

Ⅳ 一時保護委託について

自傷他害、暴力行為の危険が伴わない場合に限定(過去に一時保護所で触法 少年等による職員殺害事件もおきていることに考慮する。)

委託先別に(乳児院、児童養護施設、里親等)目的、対象児童、保護期間、 保護(ケア)のあり方を記載

坂入構成員提出資料

く坂入構成員>

- 〇ガイドラインの位置づけについて
 - 「新しい社会的養育ビジョン」の理念に基づき、「一時保護ガイドライン」を定める。
 - ・一時保護は、子どもの生命、安全を守るためのものであり、一時保護改革の 途上で子どもを危険に晒すことがあってはならない。このため、モデル事業 を実施することによる実証が必要。
- 〇モデル事業を実施するためのハード面、ソフト面での整備と、必要な仕組みの モデルとその工程を「一時保護改革プラン」として示す
 - ・「一時保護改革プラン」は「新しい社会的養育ビジョン」のⅢの3. 一時保護の在り方、を具体化させたものであること。
 - 「緊急保護」、「アセスメント保護」等の用語の定義と行うこと
 - 一時保護里親の具体的な要件と、どのようなインセンティブにより開拓していくのか示す
 - 一時保護専用施設の基準を示す
 - 本ガイドラインはモデル事業実施の指針とする。
- ○現状の「一時保護」については、次年度の財政措置の見込みを加えた、物理的・ 人的資源をもって可能な範囲で、児童福祉法改正の趣旨に乗っ取り、子どもの 権利条約の精神を活かした、児童相談所運営指針の改定を行うこととする。
- 〇一時保護ガイドライン項目案
 - I 一時保護の目的と性格
 - 1. 一時保護の目的
 - (1) 緊急保護
 - ①保護者から子どもを守る場合
 - ②子ども自身の行為から子どもの安全を確保する必要がある場合(非行、 自傷)
 - (2) アセスメント
 - 1)行動観察
 - ②心理観察
 - (3) 一般保護 (緊急保護解除後の保護の目的)
 - 2. 一時保護の方法
 - (1)一時保護里親
 - ①一時保護里親の要件
 - ②支援体制
 - (2)一時保護専用施設
 - ①児童相談所一時保護所
 - ②乳児院付設一時保護施設
 - ③児童養護施設付設一時保護施設

- Ⅱ. 援助・ケアの在り方
 - 1. 保護中の生活の在り方
 - (1) プライバシー確保の考え方
 - (2)(子どもの状況に配慮した)衣食住の在り方
 - (3) 生活における安全の確保とルールについて
 - 2. 教育権の保障の方法
 - (1) 原籍校への通学の方法
 - (2) 近隣校への通学のための方法と保護者同意がない場合の手続き
 - (3) 通学によらない教育権の保障
 - 3. ケアの在り方
 - 4. 子どもの意志への配慮の方法
- Ⅲ. 児童相談所との連携の在り方
 - 1. 役割分担
 - 2. 情報共有の方法
 - 3. 保護期間における指導方針

笹川構成員提出資料

く笹川構成員>

3. 援助・ケアの在り方に、子どもの心理状況を含むされています。それに加えて、一時保護中に出現が予想される様々な不適応行動や逸脱行動も、一時保護の現場では最重要項目になると思います。援助・ケアとは別に独立して「一時保護児の特性」として、子どもの心理状況と行動特性等を含んだ項目を挙げていただいても良いのではないか考えました。

鈴木構成員提出資料

<鈴木構成員>

①従事する職員等が備えるべき意識

子どもの権利を最大限尊重するため、子どもを一時保護する際(特に緊急一時保護、閉鎖的空間での処遇)に、大人(一時保護所職員、児童相談所職員ほか)が備えるべき意識やその処遇のあり方について明確に記載する。

②一時保護所以外での保護(委託)時における保護のあり方一時保護所以外での保護委託(里親など)では、個別の処遇が可能となる一方で、子どもの安全・安心を確保するための手段がより必要となると思われます。一時保護所以外での保護にあたって、子どもの権利が最大限尊重され、かつ、安心・安全を確保するために必要な体制整備、関係機関との連携のあり方について記載する必要があると思います。

(補足説明)

緊急一時保護でかつ閉鎖的空間での処遇を必要とする場合は、一時保護所以外で保護を行うことは想定しにくく、そういった場合は、上記①の一時保護所における保護のあり方でカバーすることが出来ると思います。

上記②の意見は、閉鎖的空間での処遇を必要としない、と判断するような一時保護所以外の場における一時保護においても、施設職員や里親などへ、①と同様に一時保護における必要なあり方を備えるよう明記する必要があること、並びに、開放処遇であっても(であるからこそ)、子どもの安全を確保することは必要であり、そのために、どのような体制整備や関係機関との連携を確保しておくことが必要かという点について記載する必要があるのではないか?との考えからです。

山田構成員提出資料

<山田構成員>

(ガイドラインの目的)

- I一時保護の目的と性格
 - 1. 一時保護の目的
 - 2. 一時保護の在り方
 - (1) 緊急保護の在り方
 - (2) アセスメントの在り方
 - 注)機能毎の目的や期間、生活の場(閉鎖空間、解放空間)等 についてそれぞれ記載
 - 援助・ケアの在り方
 - 注)子どもの心理状況、職員等の姿勢等についても記載
 - 4. 一時保護の手続き
 - 注)一時保護の強行性、子どもの所持物、権利擁護等について記載
 - ① 10月17日に示されたたたき台には、子どもが一時保護に同意しなかったときの対応については記載されているが、子どもは一時保護を希望しているのに、保護者が同意しないときのことが記載されていない。相模原市児童相談所の事件(子ども本人は児童養護施設への入所を希望したのに、保護者(実母と継父)が同意しなかったため、児童相談所が措置を採らなかったら、被害児が自死を選び、約1年後死亡した事件)を繰り返さないためにも、子どもは一時保護を希望しているのに、保護者が同意しない場合の指針も記載してほしい。

某児童福祉司から「ティーンエイジャーはホテル代わりに一時保護所を使って困る」と聞いたことがある。「その子が性虐待被害児である可能性はないのですか?」と尋ねると、「その子からそんな話は出ていないから性虐待はない」という答えであった。性虐待は、意図的に開示するのは 1/4 しかなく、3/4 は偶然発覚すると言われている。「性虐待があったに違いない」とか、「性虐待なんてあるわけない」などといった先入観を排除しつつ、何らかの人権侵害があったという疑いを持って聴き取りをしなければ、性虐待を発見することなどできない。

子どもが一時保護を希望する背景には重大な原因が潜んでいることは少なくない。児童福祉司たる者、RIFCR™研修の受講を必修化して、子どもが語りづらい人権侵害を聴き取り、アセスメントする技術を身につけて、「ホテル代わりに一時保護所を使う」などという浅い見立てで重大な被害を見逃すことのないようにしていただきたい。

② 子どもの安全を守るために、子どもを緊急保護する必要がある場合、たとえば、当該子どもが身体的虐待を受けて、外傷を負っているとした

ら、非加害親がその子どもを守らなかった、もしくは、守れなかったという事情があると推定されるので、子どもを家庭から引き離す形での一時保護が選択されるべきことが多いであろう。

しかし、たとえば、性虐待の場合、非加害親は子どもが性虐待を受けていることをまったく知らなかったという事例が少なくなく、そのような非加害親の中には「もっと早く知っていれば、もっと早く助けてあげられたのに」と悔やむ人が相当数いる。そのような事例では、子どもを家庭から引き離すのではなく、加害親を家庭から出てもらうケースワークを考えるべきではないか。

昨年、田崎 みどり構成員たちと米国オレゴン州ポートランドを視察したとき、「性虐待で、加害者の逮捕要件がまだ整わないとき、どうやって、加害者を家から出しているのですか?」とヒアリングしたところ、「CPS (Child Protective Services:日本でいつところの児童相談所)が少年裁判所(Juvenile Court)から一時保護の権限と法的監護権(Legal Custody)を与えられたら、CPS は非加害親に対して『お母さんはお父さん(性虐待加害者)を家から出しますか? 加害者を家から出すのなら、CPS は身上監護権(Physical Custody)をあなたにゆだね、一時保護はしません。しかし、あなたが加害者を家から出さないのであれば、CPS はお子さんを保護せざるを得ません』と、非加害親に突きつける。すると、すべてではないが、かなりの非加害親が加害者を家から出して、子どもを守る行動を採ってくれる」とのことだった。そろそろ、日本もそのような対応を始めるべきではないか?

性虐待の場合、非加害親が子どもを守るかどうかが、子どもの予後や撤回の防止に有益とされており、性虐待のことを知らなかっただけで、発覚後は子どもを守ろうとする非加害親から子どもを引き離すことは子どもに不適切である。

にもかかわらず、日本では、非加害親から相談があって認知した性虐待ですら、「調査保護」の名目の元、協力的だった非加害親に内緒で、幼稚園や保育所、学校等から子どもを一時保護してきてしまう。その結果、子どもは大切な非加害親から引き離されて不安に陥り、非加害親は児童相談所に裏切られたと感じて非協力的な態度に転じてしまう。

ある4歳の女児が山田に言った。「〇〇ちゃんにやなこと(嫌なことを)したパパは、ママといっちょに(一緒に)おうちにいるのに、なんで、〇〇ちゃんはほごちょ(一時保護所)なの?」 このような子どもたちをできる限り減らす努力が必要である。

また、一時保護によって非加害親と離ればなれになってしまったことが強いブロック(子どもが虐待被害を開示するのを妨げる障害・障壁を「ブロック」と呼ぶ)として作用し、山田が理事長を務める認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパンが「子どもの権利擁護センターかながわ」で司法面接を実施しても、開示の得られない子どもたちをたびたび経験する。

もちろん、非加害親の協力を得られない事例もあるであろうが、協力 を得られる事例については、加害者を家庭から出して(たとえば、実家 に帰っていてもらう。ホテルやアパートに一時的に滞在してもらうなど)、 児童相談所が警察・検察と連携して「協同面接・司法面接」を実施し、 警察が加害者を逮捕・送検し、検察が被疑者を起訴・公判請求へともち こみ、性虐待という重大な犯罪を犯した人が権利制限を受ける体制を組 むべきではないか。

③ 一時保護が解除されると、子どもたちは家庭に帰るか、別の親族の元に帰るか、代替養育(里親委託、グループホーム、乳児院・児童養護施設等への入所)に移行するわけだが、家庭以外の生活環境に移行する場合、児童相談所のアセスメント結果をきちんと伝えることを義務化してほしい。児童養護施設の職員から「児童相談所からの情報提供が不十分である」という話をよく聞く。

個人情報保護との兼ね合いに対する懸念や保護者への配慮が働くのは わからなくもないが、代替養育者はただ単に子どもを世話すればよいので はなく、ケア的アプローチが必要になる。適切なケアを子どもに提供した いと思っても、その子の養育歴等の背景がわからなければ、適切なケアな どできない。

Ⅱ 一時保護所の運営

一時保護所は、一時保護された要因やそれまでの生活背景の異なる子ども たちが集団で生活する場であるため、「安全を保障すること」と子どもたち 一人ひとりの「権利を保障すること」という両立の難しい二つの条件を課さ れている。

これまでの一時保護所は、どちらかというと子どもたちの安全を守るというパラダイムの方が重視されてきたが、今後は、安全を守りつつ、子どもたちへの権利制限を最小限化することにパラダイムをシフトさせる。

Ⅲ 委託一時保護